



大和郡山市議会 議会改革特別委員会 決定事項 をお知らせします

大和郡山市議会では、議会改革特別委員会にて計16回にわたって議論し、決定された内容について、下記のとおり、広く市民のみなさんにお知らせします。

議論した項目	決定された内容
議会の使命 議員の職責 議員の政治活動	一部の議員に法令などを守らない事例があり、議会・委員会が混乱したため、議員・議会はどうかあるべきか、審議しました。 議会の使命は「市民の声を反映させた施策や条例を議決すること」 議員の職責は「行動・発言に責任を持ち、議会の決定を正しく市民に伝えること」 議員の政治活動は「法令順守し、常識の範囲で行うこと。議会決定を正しく伝え、個人の名誉を傷つけないこと」であり、この基本を順守することと決定しました。
議会だより	議会だよりを発行すべきとの意見もありましたが、予算が伴うため、市広報紙「つながり」に掲載して内容充実させることと全会一致で決定しました。内容については、最終的に賛成多数で、議会運営委員会でその都度協議し、市広報紙に掲載することとしました。
本会議の インターネット配信	本会議のインターネット配信については、導入を求める意見もありましたが、導入時の初期投資や維持経費の問題などから導入しないことと、賛成多数で決定しました。
傍聴の規律	傍聴するに相応しくない服装や私語が見受けられましたので、傍聴者に対して、傍聴規則の順守を求めていくことと決定しました。
一般質問	一般質問については、一問一答方式にするべきとの意見もありましたが、議場の改造に費用がかかるため、全会一致で、従来どおり、一括質問方式とすることと決定しました。
行政委員	議会として行政委員を選出し、出席した会議の内容を議会運営委員会で報告することについては全会一致で決定しました。また、その報酬については、廃止または削減を求める意見がありましたが、賛成多数で、従来どおりと決定しました。
政務活動費	政務活動費については、法律において議員に支給できることとなっていますが、大和郡山市議会では、制度開始時から支給していないことから、従来どおり支給しないことと、決定しました。
議員報酬	議員報酬については、上げるべき、下げるべき、現状維持、様々な意見が出されましたが、政務活動費も支給されていないことから従来どおりと、賛成多数で決定しました。
議員定数	3名減や4名減の意見の他、市民の声を反映させるため現状維持を求める意見もありましたが、慎重審議の結果、議員定数を2名減と決定しました。なお、4月の改選時は22名の議員定数となります。
災害対策	大規模災害による被害軽減に備えるため、市災害対策本部と連携し、迅速かつ適切な災害対策を図ることを目的に、市議会災害対策本部設置規程と市議会災害対応マニュアルを策定することについて、全会一致で決定し、昨年6月に策定しました。
議会基本条例	議会基本条例については、改選後において、より時間をかけて議論すべきであると決定しました。

問合せ＝議会事務局(内線774)